

肝疾患診療体制について

【改正案の概要】

- 1 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する中核専門医療機関、肝疾患に関する専門医療機関の役割を明確化する。
- 2 肝疾患に関する中核専門医療機関の配置基準等を明確にする。
- 3 「肝疾患診療体制の整備について」（平成 29 年 3 月 31 日付け健発第 0331 第 8 号厚生労働省健康局長通知）の改正に準じ、現状及び本県の実情に合わせたものとする。

